

## 茨木市身体障害者技能習得費給付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、身体障害者が自動車運転免許を取得する際に必要とする教習経費（以下「教習費」という。）の一部を給付することにより身体障害者の社会参加の促進に寄与することを目的とする身体障害者技能習得費給付事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 自動車教習所において教習を受け、教習費の給付申請日前1年以内に公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第一種免許のうち普通自動車免許の運転免許証の交付を受けた者

(給付の範囲)

第3 技能習得費の給付は1人1回に限るものとする。

2 給付の金額は、100,000円とする。ただし、免許の取得に直接要した費用が、150,000円未満のときは、その費用の3分の2の額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請)

第4 支給を受けようとする者は、茨木市身体障害者技能習得費給付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(給付決定)

第5 市長は、前条第4の申請及び請求があったときは、その内容を審査し適当と認めたものについて給付を決定し、茨木市身体障害者技能習得費給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。市長は、給付をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市身体障害者技能習得費給付不承認通知書（様式第3号）により通知する。

(支払い)

第6 市長は、第5の規定による給付決定後、速やかに申請者に給付決定額を支払うものとする。

(返還)

第7 市長は、偽りその他不正な手段により給付を受けた者がいるときは、その者から当該給付の全部又は一部に相当する金額を返還させるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から実施し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者技能習得費給付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者技能習得費給付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年2月15日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者技能習得費給付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）  
（申請先）茨木市長

茨木市身体障害者技能習得費給付申請書兼請求書

茨木市身体障害者技能習得費の給付について次のとおり申請します。また、給付決定後、下記の口座に振り込むよう請求します。

（申請者）

年 月 日

住 所		電 話
氏 名		生年月日 年 月 日

（交付申請額及び請求額）

¥

円 （最大で100,000円とする）

（同意について）

茨木市身体障害者技能習得費給付申請の交付審査に必要があるときは、私の住民登録、身体障害者手帳情報について、茨木市長が関係書類で確認することに同意します。

（振込口座）

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

備考 (株)ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は「店名・預金種別・口座番号」が必要です。「記号・番号」では振込できませんので注意してください。

提出書類（写し可）

- 1 自動車運転免許証
- 2 教習費の領収書

住所〒

氏名 様

茨木市身体障害者技能習得費給付決定通知書

年 月 日付けの茨木市身体障害者技能習得費給付申請及び請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、振込日は 年 月 日の予定です。

給付決定額 円

年 月 日

茨木市長



住所〒

氏名 様

茨木市身体障害者技能習得費給付不承認通知書

年 月 日付けの茨木市身体障害者技能習得費給付申請及び請求について、次の理由で不承認と決定しましたので通知します。

不承認の理由

年 月 日

茨木市長

